

平成30年度

第1回玉村町総合教育会議会議録

平成30年7月19日（木）

平成30年度 第1回玉村町総合教育会議 会議録

平成30年7月19日（木曜日）

議 題

- (1) 玉村町教育大綱の策定について
 - (2) その他
-

出席者

町長		角田 紘二
教育委員会	教育長	角田 博之
	教育長職務代理者	羽鳥 美晴
	委員	五十嵐 英博
	委員	齋藤 玲子
	委員	田中 美鶴

欠席者 なし

説明のため出席した者

学校教育課長	大堀 泰弘
庶務係長	重田 勢津子
指導係長	青木 栄二

事務局職員出席者

総務課長	石関 清貴
行政係長	松田 純一

○開 会

午後2時00分開会

◇事務局（石関清貴） 皆様、改めましてこんにちは。定刻を過ぎましたので、平成30年度第1回玉村町総合教育会議を開会したいと思います。はじめに角田町長からあいさつをいただきます。



○あいさつ

◇町長（角田紘二） みなさんこんにちは。平成30年度第1回玉村町総合教育会議の開催にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。大変な猛暑の折、引き続きの会議ということで、日頃より教育行政にご理解、ご支援いただきまして、厚く御礼申し上げます。この猛暑に関しましては、昨日教育長より、熱中症における事故防止ということで、指示がなされたところでありますけれども、大変事故が起こっているところがございますので、是非とも事故のないようにご注意ください。幸いですが、子どもも色々な状態の子どもがおりますので、そういう意味では現場の判断が大変大切になると思われまます。先生方に注意してやっていただきたいと希望するところがございます。本日の総合教育会議は、今年の1月19日に平成29年度の総合教育会議がもたれておりますが、その節に問題となりました学期制の問題、放課後児童の対応、教員の過重労働、いずれの議題に関しましても、それぞれ進展をしておりますし、今現在色々なところでご協力いただいております。教員の過重労働に関しましては、タイムカードを4月から導入しているところでありまして、その報告が逐次みなさまのところにも届いているかと思っておりますし、放課後児童の対応に関しましては、玉村小学校のご協力のもとに、現在改築工事を行っておるということで、放課後児童クラブとして、実現が図られると聞いております。その他、総合教育会議で議論されたことが現実の問題として動いているという事に関しましては、大変ありがたいと思っております。その節に、教育大綱についてお話をさせていただきました。平成24年にできました玉村町教育振興基本計画をもってこれに替えるということになされた訳でありますけれども、時代の変化が非常に著しく急速に変わっていく現状の中で、新しく大綱を作る方向で今後やっていきたいという意見を述べさせていただきました。本日は主に教育大綱についての議題を掲げさせていただいております。是非とも皆様のご意見を出していただいて、協議していただければ幸いです。よろしく申し上げます。

◇事務局（石関清貴） ありがとうございます。続きまして、角田教育長からもご挨拶をお願いいたします。

◇教育長（角田博之） お世話になります。いわゆる新教育委員会制度がスタートしたのが平成27年4月1日ということで、スタートしてから3年が経過したところです。そういった中で、首長部局と教育委員会が色々意見交換をしながら、玉村町の教育をどういう方向へもって行くのかということ、総合教育会議を核として意見交換することは非常に重要なことと思っております。そして、先ほど町長さんからありましたとおり、大綱の策定ということになるわけですが、こういう

場で町長の考え、教育委員会の考えをお互い出し合って、玉村町の教育のあり方、方向性というものを共有しながら、みんなで玉村町の教育を発展させていくことが大事なことであり、思っております。そのことが町としての人づくり、まちづくりに繋がっていき、だろ、うと思っておりますので、本日も色々忌憚のない意見交換ができるとありがたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

◇事務局（石関清貴） ありがとうございます。早速議題に移りますが、議題の進行は町長にお願いしたいと思います。

◇

○議 題

◇町長（角田紘二） それでは、着座にて進行させていただきたいと思っております。本日は議題1といたしまして、玉村町教育大綱の策定についてということ。議題に入る前に、この総合教育会議は公開するという事になっておりますが、今日は傍聴されている方はございません。それから議事録を公表するという事になっておりますので、今日行われた議事に関しましては、議事録を作成して公表することになっておりますので、ご了解いただければと思っております。それでは、早速議題1の玉村町教育大綱の策定について、昨年度の総合教育会議で教育大綱についての私の考えを述べさせていただきました。その中で、玉村町も新しく教育大綱を定めていきたいという話をいたしました。これまでは教育振興基本計画で代えるというようになっておりましたけれども、新しい教育大綱について皆さんで審議をいただき、考えを共有したも、とで作っていき、たいということ。でござい、ます。そのときに、他の自治体の大綱はどうなっているのかというよう、なご意見も伺い、まして、そのよう、なものも含めて資料を用意させていただきました。それでは早速、事務局のほうから話をお願いしたいと思います。

◇事務局（松田純一） 事務局から説明をさせていただきます。本日の説明は、お手元の資料に基づきまして説明いたします。流れといたしまして、まず教育大綱についての趣旨であるとか、法的な位置づけ、このあたりを皆さんで確認をした上で、他の自治体の教育大綱がどのように定まっているのかというのを説明したいと思います。その後、近隣市町村の状況であるとか、あと最終的に玉村町の教育大綱策定のスケジュールを説明しまして、その後みなさんから意見をいただければと思っております。まず説明に入る前に、資料1なのですけれども、本日の総合教育会議のメンバーでござい、ます。4月1日に人事異動で石関総務課長が新しくなっておりますので、よろしくお願いいたします。ではみなさん、資料2をご覧ください。こちらに教育大綱についてということで、教育大綱の趣旨又は法律上の効果等をまとめておりますので、私のほうで説明させていただきます。まず最初に教育大綱、こちらは首長が定めると法律上な、ったわけ。でござい、ますが、その趣旨の確認でござい、ます。首長に大綱の策定を義務づけることにより、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしていま

す。これが、法律改正により新たに加わった部分でございます。では、その教育大綱は具体的に何を定めるかということが、次になります。大綱に定める事項、大綱は地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではありません。また、策定に際しては、国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされています。ということで、名称のとおり大綱ということでございますので、基本的な方針、施策の根本となる方針を定めるということになっております。では、この大綱を定めた場合の効果でございます。次の法律上の効果、首長が教育委員会と協議、調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、首長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかります。ここで言う尊重義務とは、その方向に向けて努力するということであり、結果として目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しませんということでございます。ここで言っている首長と教育委員会の協議、調整というのは、今行われているこの総合教育会議、この場において協議、調整を行うと。そしてお互いが合意したものについて大綱に盛り込むという形でございます。次の、町の教育振興基本計画との関係についてでございます。地方公共団体において、既に教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられるため、首長が総合教育会議において教育委員会と協議、調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途大綱を策定する必要はありませんということで、今の玉村町がこれに該当いたします。一方、新たな首長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なる時には、新たな大綱に即して当該計画を変更することが望ましいとされております。こちらの大綱の対象期間でございます。こちらは特に法律上定められておりません。ただし、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることを鑑み、4年から5年程度が想定されているということで、既に策定している他の市町村は、ほとんどが5年で策定をしております。それをふまえた上で資料3、次からが他の自治体の教育大綱となります。まず資料3の枝番の1でございます。これは秩父市の教育大綱でございます。こちらを持ってきたのは、市の教育大綱は結構細かく定めているところが多いのですけれども、秩父市はこのA4の1枚、これをもって大綱とするということでございます。内容とすると、基本理念を述べていて、その下に基本方針1から4というものを定めている。これだけでも大綱としては成り立つという形になります。1枚めくっていただきまして、資料3の枝番の2です。これは宮崎県の都農町というところなのですけれども、これは市ではなくて町が作成したものです。1枚めくっていただきまして、左側に基本方針、これは先ほどの秩父市にもありましたけれども基本方針を定めまして、右側に都農町教育ビジョンということで、目指すべき姿や理想、スローガン、そしてそれを実現するための基本目標ということで下に3つですね、学校教育の充実、教育環境の充実、社会教育、家庭教育の充実を定めています。都農町もシンプルな形ということで、サンプルとしてあげ

ております。資料3の3、次からが近隣市です。前橋市、高崎市、伊勢崎市とございますので、こちらは中身を見ながらですね、近隣市はどういった教育大綱を定めているかというのを見ていきたいと思っております。まず前橋市ですが、こちらは玉村町と同様に教育振興基本計画を教育大綱としております。ただそれだけではなくて、毎年ここに書かれている重点事業というのを前橋市は公表しております。教育振興基本計画とこの毎年の重点事業、この2つを合わせて教育大綱ということで、前橋市は位置づけております。教育振興基本計画については50ページほどボリュームがありますので、ちょっと今日は省略いたしまして、それに付随して毎年定めている重点事業ですが、前橋市のちょっと特色ある部分としますと1番の地域寺子屋事業というところです。こちらは、教職経験のある指導者や地域のサポーター、又は大学生ボランティアによる中学生への学習支援を進めるといふ寺子屋事業ということで、重点事業として定めております。次の赤城山ろく里山学校というのでも、赤城山を抱える前橋市ならではの重点事業です。赤城山麓の里山を中心とした自然や土地を生かした体験活動ですね。こちらで異年齢交流であるとか、様々な人との交流を図る。これを重点事業としてあげております。そのほか、裏面の8までですね、いろんな分野で毎年重点事業をあげていて、これはその年によって変わってきます。続きまして、資料3の4でございます。こちらは高崎市教育大綱ということで、高崎市の教育大綱を定めております。こちらは具体的に中を見ていきたいと思っております。1枚めくっていただきまして1ページです。まず教育大綱の趣旨ということで、こちらは先ほどの法律ですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌して、市長が総合的な教育施策の目標や方針を定めるもの、ということでございます。次の2として教育に関する基本方針をあげております。こちら高崎市では一番上の行ですね、教育と人づくり、これを基本方針としてあげております。そして、大きい段落の2つ目、そして以降です。こちらに具体的に、子どもたちの命を守る危機管理の強化、子どもたちや保護者、地域が誇れる教育環境の充実、子育てや親としてのあり方など家庭教育の充実、市民の自己啓発のための生涯教育の充実、人生を豊かにするためのスポーツの推進、これらにより教育都市高崎の創造を目指していきたいという基本方針をあげております。3番の対象期間ですが、平成30年度から平成34年度までの5年間となっております。2ページから、次から具体的な施策が入ってきております。4番の教育大綱の施策の視点ということで、6つの視点をあげております。まず最初に1として、生涯学び続け、心豊かにたくましく生きぬく子どもの育成をあげております。中を掻い摘んで説明しますと、児童生徒の英語力の向上を積極的に推進するということで、地域の協力を得て学力アップ大作戦であるとか、中学生休日学習相談ステーションを展開していくことが書かれております。また、先ほどもありましたが、自然ですね、体験活動を実践することで、家庭や地域と連携して地域に根ざした特色ある学校づくりに努めると。そして最後の段落では、いじめゼロに向けて、いじめ防止プログラムを推進するということが、この1番で書かれております。2番の子どもたちの心身の健康と体力の向上、こちらにつきましましては、きめ細かな健康教育を推進する

ということで、あと下から2行目ですかね、地場産物を取り入れた特色ある学校給食を提供すると、このあたりが2番の視点となります。3番目としまして、安全で多機能な教育環境づくりの推進ということで、こちらは2行目から3行目です。災害等に強い学校づくりを推進していると、高崎市はうたっております。下から2行目ですが、それとともに、地域住民の活動の場としての学校づくりにも取り組んでいくという事でございます。めくっていただきまして3ページ、4番目の視点としまして、地域力を育む社会教育の充実ということで、高崎市のほうでは生涯学習、地域づくりの推進ということで、2行目の後段、高崎学検定というものを実施しているということでございます。この辺が高崎市の特色になるかと思えます。5番目の視点として、歴史や文化の薫り高い文化環境づくりの推進ということで、遺跡や古墳を史跡公園として整備していくということでございます。2段目のまた以降、博物館や資料館、こちらは高崎市にございますので、そちらにおいて歴史学習や生涯学習の場を充実させていくと。一番最後、さらにはというところで、ユネスコの世界の記憶に登録された上野三碑、このあたりも広く保存管理をして広く発信していくということを高崎市は述べております。6番の視点です。個人の意欲や能力を尊重したスポーツの推進ということで、市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進するということでございます。特にまた以降ですね、スポーツによる様々な交流や国際大会をはじめとした大規模大会の誘致を通じてとあります。高崎市くらいの規模になりますと、大きいアリーナ、球場等もありますので、こういった国際的な大会なども誘致するという視点をあげております。次の4ページです。こちらはですね、先ほどあげた視点をさらに具体的な施策におとしております。こちらは重点施策ということで5つあります。まず1、学力向上への取り組みということで、先ほどの視点でもありました、まず学力アップ大作戦。こちらは放課後や土日を活用して、保護者や地域のボランティアの協力のもとに算数、数学や英語の学習会の充実に取り組むと。それと同じような形で、休日学習ステーション。こちらは中学生を対象に、公民館で退職職員や大学生等を講師に、数学や英語の学習相談に応じますということで、このような取り組みをあげております。次は、玉村町も積極的にやっておりますがALTを活用した英語教育ということで、高い英語力をもった児童生徒の育成を目指しますということで、これら3つが学力向上への取り組みとしてあげられております。2番目のいじめ対策のさらなる強化ということで、まずひとつ、学校におけるいじめ防止プログラムの推進と。こちらはですね、高崎市独自のいじめ防止に特化した取り組みを推進しますということで、このプログラムを推進していくということです。2番目に、いじめ防止担当教諭を核とした横断的・機動的な取り組みということで、こちらは教職員間の共通理解を深化させるとともに、機動的な対応を目指しますということになっております。そしていじめ対策が次のページも続きまして、5ページの上です。子ども主体の取り組みの推進支援ということで、具体的にはいじめ防止こども会議、又は中学生リーダー研修会等を通じて児童生徒がいじめ防止に主体的に取り組む機運を醸成するという事です。その次、全市をあげての取り組みということで、市長をトップに、市議会議員、又は警察、医師、

弁護士、健全育成団体、保護者等を構成員とした、高崎市いじめ防止推進協議会の機能を生かして、いじめのないまちづくりを進めますということをおこなっております。次の重点施策として（３）多様な教育環境の充実。まずひとつ、気になる子対策、高崎市では幼稚園において特別な支援を必要とする子を、気になる子と表現しているのですけれども、気になる子の教育環境の充実を図るとしております。その次は読書活動の推進。その次は児童の自然体験活動ということで、榛名の林間学校がありますので、そちらを活用していくということでございます。その次は部活動の充実、学校保健活動の推進、魅力ある学校給食の推進ということで、先ほど申しましたけれども、高崎市は自校給食の特色を生かして、地産多消費で魅力ある学校給食の提供を推進するというところでございます。あとは学校施設の整備となっております。次の６ページが４番目の目標でございます。（４）文化財の保存整備ということで、国指定史跡の保存整備等ということで、高崎市の国指定史跡ですね。ここにあげられているのは箕輪城の城門であるとか、環濠集落、又は弥生水田ですね、そちらを活用して整備をしていくということでございます。その次が先ほども出ました世界の記憶、上野三碑の関連事業ということで、こちらも整備なり情報発信を進めていくということでございます。そして、重要遺跡の調査研究、保存というのもこちらにあげております。最後に５、スポーツの推進ということで、高崎の資源を生かしたスポーツイベントの開催、榛名湖等の高崎の資源を生かした参加型スポーツイベントを開催します。次が大型スポーツイベントの開催誘致ということで、高崎市はアリーナがありますので、高崎アリーナや既存施設を活用して、国内外を問わずスポーツイベントを積極的に誘致しますというのが、高崎市の具体的な施策となっております。以上が高崎市の教育大綱ですが、この後伊勢崎市も説明するのですけれども、高崎市はどちらかというと、かなり具体的に細かい事業までも載せた教育大綱という形になっております。

次に資料３の５といたしまして、伊勢崎市教育振興施策の大綱という事で、タイトルは少し違いますがこちらが教育大綱という位置づけになっております。一枚めくっていただきますと左側に市長の挨拶という事で、なかなか写真入りで挨拶というのは少ないと思いますが、これは伊勢崎市の特色かと思っております。１ページです。右側のページで大綱の策定の趣旨という事で、こちらも先ほどの法律の関係であるとかその辺が述べられております。２番の大綱の期間と他の計画との関係という事で、伊勢崎市の大綱は平成２７年度から平成３１年度までの５年間を対象としております。こちらは第２次伊勢崎市総合計画に盛り込まれた教育分野計画との整合性を図りつつ、教育基本法第１７条の規定に基づき国及び県の教育振興基本計画を参酌して算定するとともに、伊勢崎市教育振興基本計画と連動する形で策定しております。下に図がありますが様々な総合計画との位置関係、整合性を取って連動したり参酌している事が図で分かるようになっております。一枚めくって頂きまして２ページです。こちらも高崎市と同じように教育の基本理念と基本方針という事で方針を定めております。こちらはキャッチフレーズ的なものになっておりまして、中段にありますように、本市は教育の基本理念として「夢あるところに笑顔の輪のびのび伸ばそう個性の翼」という事でこ

れを掲げております。そして実現に向けて「個性を見出し伸ばせる学びの人づくりのまち」を目指しますという事でございます。下に3つの基本方針がございます。学校教育分野と生涯学習分野、歴史・文化分野という事で、それぞれこちらもキャッチフレーズになっております。教育分野が「夢に向かって学び自ら未来を切り拓く たくましく心豊かな子どもを育てるまち」、生涯学習分野が「生涯にわたり生きがいを求めて主体的に学び より豊かに生き生きと暮らせるまち」、歴史・文化分野が「郷土の歴史や文化を学び次代に伝承する ふるさとへの愛着と誇りに満ちた人のまち」という事になっております。3ページが先ほどの基本計画を具体的にした重点的な取り組みという事になっております。先ほどの1番の教育分野の重点的な取り組みです。①としまして交流と体験、小学校との連携を重視した就学前教育の充実、2番目②として職業観の養成につながる教育、グローバルな視点での教育の展開、③としまして豊かな心の育成、地域の教育力の向上を目指した子どもの徳育の充実、④としまして不登校やいじめ問題などへの対応、相談体制の充実、⑤としましては安心・安全を大切にした健康教育の充実、⑥として快適な学習空間の創造、教職員の資質向上を目指した教育環境の整備・充実、これを学校教育分野の重点項目としております。次が生涯学習分野でございます。こちらの重点項目は5つあります。①自主的に学ぶことに基づく地域社会づくりの推進、②他者と主体的に関わることに視点を置いた生涯学習の充実、③学びの成果を地域に還元するための学習環境の整備、④本に親しみ豊かな心を育める、読書の街づくりの推進、⑤健康で生きがいのある生活を送れるよう一市民スポーツの推進、という事でこの5つが生涯学習分野でございます。次に歴史・文化分野でございます。こちらの重点項目といたしまして、①次代に伝承するための文化財の調査と保存、②かけがえのない郷土の歴史・文化資産の活用、③あらゆる世代の人々による芸術・文化活動の充実、④地域の歴史や文化、文化財を学ぶことを通した郷土愛の育成となっております。以上が伊勢崎市の教育大綱なのですが、高崎市と比べるとわかると思いますが、どちらかというとスローガンのといいますか、かなり抽象的なものでございます。具体的な政策等は入っていないのですが、そちらは教育振興基本計画の方に具体的な施策を残して、こちらはどちらかというと抽象的というかスローガンのようなものがメインとなっております。いくつかの自治体を見てきましたが、A4一枚で終わるところもあれば、高崎市のように具体的な施策まで盛り込むところもある。これは各市町村の教育委員会も含めてそれぞれが考えて作ったもので、どれが良くてどれが悪いというものではございません。次に資料4の横長ですが、先ほど説明したものが近隣市町村だけですけれども比較できるようになっております。教育大綱の策定方法という事で、今現在玉村町と前橋市は教育振興基本計画を教育大綱として定めております。伊勢崎市と高崎市は独立した教育大綱を策定、前橋市はさらに毎年重点事業を公表しているという事でございます。次の段の教育大綱の内容でございます。こちらは今説明した大きな項目を抽出しておりますが、伊勢崎市、高崎市を見ていただくと具体的か抽象的かという違いはありますけれども、盛り込む内容的にはここに書かれている趣旨であるとか基本計画、重点施策等ほぼ共通的なものかと思っております。対象期間で

ございます。玉村と前橋は教育大綱でございませんので、伊勢崎市、高崎市の教育大綱は年度は違いますけれども5年間で策定しております。策定年月日はこちらに書かれている通りでございます。それらも踏まえまして資料5番をご覧ください。玉村町の教育大綱スケジュールという事で、今後どのように策定していくかという大まかなマイルストーンとなります。まず一番上、事務担当による協議、調整という事で、これは当然適宜、町長部局であれば総務課行政係が担当になりまして、後は教育委員会との協議を適宜行っていくということになります。2番目の総合教育会議の開催でございますが、7月の開催が今日この開催でございます。ここでは教育大綱の策定についてということで、今日議題としている説明内容を説明した後に皆様から意見をいただきまして、町としてどのような教育大綱を定めていくかという方向性を見出していきます。それらを踏まえまして10月にもう1回総合教育会議を開きます。ここまでに素案という形で骨組みになるようなものを作りたいと思います。10月の教育会議で素案について皆さんに議論又は意見を出していただきまして、それらを反映したものを年明け1月に教育総合会議を開きまして、教育大綱内容の最終確認という事でございます。もしここでさらに意見等が出て再度修正等をする場合は、公表を3月に予定しておりますので、2月、3月の2か月間を予備という事で期間を取っております。その下の教育大綱の作成作業でございます。今日の4月の開催から11月までが教育大綱の素案作成、10月から1月までが、そこで出た素案についての内容の修正又は精査という事で、3月に公表しまして平成31年4月から適用というのを考えております。一番下の部分でございます。こちらは教育委員会と話をする中で出たのですけれども、玉村町教育振興基本計画、今現在こちらの計画がございます。こちらにおきましても、教育委員会のほうで内容の見直しを検討しているという事でございます。今回の教育大綱と整合性を取りながら進めていくというのはもちろんですけれども、細かい部分で現状に即していない部分も出てきたという事で、教育委員会のほうで修正をする。一番下の玉村町教育振興基本計画につきましては、あくまでも教育委員会が定めるものでございますので、こちらの総合教育会議の場での議論ではなくて、総合教育会議の大綱の議論を踏まえつつ教育委員会のほうで議論、策定、修正をしていただければと思います。教育大綱とはこういった位置づけか、又は他の市町村での教育大綱はこういったものです、それを踏まえて玉村町ではこういったスケジュールで策定をしていきたいという説明をさせて頂きました。事務局からは以上です。

◇町長（角田紘二） ただいま教育大綱について、それから他の自治体の教育大綱例、そして玉村町教育大綱スケジュールまで幅広く報告して頂きました。私は他の自治体の教育大綱の実際について是非皆さんに今一度読んでいただいて、他の自治体はこういうふうな形で作っていたのかと知って頂ければと思ひまして少し詳しく説明させて頂きました。私もこれを見ますと、非常に紙1枚で詳しく、また高崎市のように行政のほとんどがこれにのって動けるというような内容のものまであるという事がわかったと思ひますが、今の報告の中でご質問、意見等があれば出していただければと思います。

◇教育長職務代理者（羽鳥美晴） よろしいでしょうか。秩父市とか他の市町村の教育大綱が資料として載っているのですが、日本全国広いではないですか。それを秩父市に絞ったとか、それは何か意図があるのでしょうか。

◇事務局（松田純一） 説明させていただきます。まず最初に先ほど言われたとおり全国津々浦々、かなりの数の教育大綱が定められております。玉村町の策定を考えるにあたりまして、近隣市町村の高崎、前橋、伊勢崎市、この辺を紹介させていただこうかと思ったのですけれども、高崎、前橋、伊勢崎市、それぞれかなり細かく書かれている部分がありましたので、逆に対極となる、市でこんなにシンプルなものでも大綱としては成立しますよという、また町村レベルだところとこういってところがありますよといったものを説明させていただきまして、その教育大綱の幅ですかね、本当に市町村の考えによって様々な教育大綱があるということを知っていただきたかったということです。この内容が良い、悪いという部分ではなくて、構成であるとかそういった意味で提示させていただきました。

◇委員（五十嵐英博） 今まで玉村町教育振興基本計画を大綱としてやってこられたということで、今事務局のほうから説明があったスケジュールでいくと、教育振興基本計画とは別に大綱を作って、その大綱を元に教育振興基本計画をつくるということで、大綱はかなり柱になる若干抽象的なものかなと思うのですけれども、教育振興基本計画もかなり抽象的ですよね。イメージとすると、大綱ができて教育振興基本計画をつくるとなると、教育振興基本計画のほうはかなり具体的なものが、今はかなり抽象的だと思うのですけれども、もっと具体的なものをつくるのかというイメージです。あくまでも大綱とさらにそれを受けて教育振興基本計画をつくるという考えですかね。教育委員会はその年度毎に教育行政方針等を具体的にしているわけですが、高崎、伊勢崎、前橋もそうだと思うのですけれども、大綱でかなり具体的になっていると、後はもう単年度の重点事項ですかね、そういう形で具体化していくほうが現実的かなという気がするのですけれども。今の事務局の説明だと、あくまでの教育振興基本計画はつくるというイメージですか。

◇事務局（松田純一） 説明させていただきます。この位置づけ的なものなのですから、玉村町は既に教育振興基本計画がございます。今後教育大綱を定めていきまして、先ほど説明した教育大綱の内容と大きく違いが出た場合に、教育振興基本計画もそちらに合わせて修正するのが望ましいという形になっております。玉村町は、これとは別に毎年度方針を出しておりますよね。

（「教育行政方針」との声あり）

◇事務局（松田純一） そう、そちらです。ですので、玉村町とすると教育振興基本計画は10年計画で、教育行政方針は毎年出しているという形になりまして、その上で教育大綱ができた場合にこの位置づけをどうするのかというものも、一つの議論になるのかなと思います。先ほど申したとおり、この教育振興基本計画にも抽象的な部分がございます。それでまた大綱で抽象的な部分があると、ほぼ同じようなものができてしまうということもございますし、他の町村ですと、教育振興基

本計画があつて、要はここで言っている大きな柱だけを抜き出して、とりあえず大綱をつくりましたよという形の市町村もあるわけです。どういった形に持っていくか、例えば教育振興基本計画でもっと具体的に定めるという考えもありますし、先ほど申しました毎年毎年、実際に前橋市は主要事業というのを毎年変えていますので。毎年公表して、これも合わせて教育大綱ですよという位置づけにしておりますので。それは考え方次第で、玉村町はこれを教育大綱としますよ、これは事業として毎年出しますよと、やりようだと思います。こうでなければならないということはございません。

◇委員（五十嵐英博） 関連しているのですけれども、教育大綱は5年サイクルくらいですね。教育振興基本計画は10年ですか。大綱のほうは5年で、振興計画が10年というのはちょっとおかしいかなという気がするのですけれども。下のほうが長いというのはおかしいですよ。

◇事務局（松田純一） 教育大綱は法的に何年で定めなければならないというのは、先ほど申しましたけれどもないのです。ただ、法律の趣旨であるとか、町長の任期が4年で変わるとか、そういう部分も加味すると、きりの良いところで5年で作っているところがほとんどということになります。ですので、教育大綱が変わったときには、もし教育振興基本計画と合わないところがあれば、こちらを修正しなさいよということがあるのかなと思います。そもそも教育振興基本計画は教育委員会部局のほうの話になると思うのですけれども、これ自体は定めていない市町村もあるかと。

◇町長（角田紘二） 高崎市は教育振興基本計画があるのですか。

◇事務局（松田純一） 教育振興基本計画が高崎市にあるかどうかは調べてみないと分かりません。

◇町長（角田紘二） これはつukらないといけないのですか。

◇事務局（松田純一） 教育大綱はつukらなければならない。つukらないにしても、これを大綱とすると定めなければならないということになります。

◇教育長（角田博之） これは努力義務ですね、教育振興基本計画は。

◇事務局（松田純一） 教育振興基本計画のほうは玉村町には既にありましたけれども、元々ない市町村もあるということです。そういう場合は、教育大綱を定めることによって、これに近いものを定める市町村もあるかと思えます。ちょっと古いデータなのですが、平成25年4月現在でこちらの教育振興基本計画ですね、市町村ですと策定済みが59%、逆に残りは策定していないということです。25年4月現在ですけれども。

◇町長（角田紘二） 他にはいかがですか。

◇町長（角田紘二） よろしいですか。そうしますと、今議論の中で出たことは、玉村町教育振興基本計画をどうするのかということと、教育大綱をつくるということとありますけれども、それとの整合性と言いますか、関連をどういうふうにするのかということと、教育行政方針を教育委員会がつくっている訳でありますけれども、これとの関連で、教育行政方針というものを私も2017年度、2018年度と見させていただきましたが、少しずつ変わってはいるのですけれども、

かなり同じような内容があるということで、これとの関連とかですね。いろんな教育行政の中で同じようなものが出てきていることもありますし、高崎市あるいは伊勢崎市のような重点政策ですかね、そういうようなものを大綱の中に取り入れて、重点事業ということもありますので、その辺を少し整理しないとなかなか重複しても構いませんけれども、重複する場合には方向が一致していないとうまくないということですね。玉村町の教育委員会がつくる教育振興基本計画、それから今回やろうとしている大綱、それから今まで出しております教育行政方針、この中に重点施策、重点事業というのはないのですか。

◇学校教育課指導係長（青木栄二） 前橋市は、それと同じような形のものが冊子になって重点施策という形で30の重点事業というような形で出ております。より細かく、一つひとつがより細かく出ています。玉村町は教育行政方針があるだけです。我々が来る平成23年度の頃からそれになって、それまではこういった形で冊子をつくっていたのですけれども、教職員が毎年もらっていて、ほとんど最初に渡されるのですけれども目を通さないという現状もある。だったら説明会の時に持ってきてもらえて、さっと出せるようにという形で1枚紙にした経緯があります。

◇町長（角田紘二） そうすると大綱と教育振興基本計画、それから毎年度の教育行政方針と重点施策、重点方針等は同じような意味合いなのですかね。その3つをどのように位置づけて、内容をどうするかというようなところを教育委員会等でも相談して、それを基に大綱をどの程度まで盛り込むかというようなことで進んでいったほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

◇教育長（角田博之） 大綱はもちろん大綱ですから、根本の方針で大きなところをうたうものではないかと私は捉えております。それをうけて教育振興基本計画は大綱に沿った形でのものになるだろうと。大綱を、どの程度になるのかということになりますけれども、少し具体化したものに。さらに教育振興基本計画を受けて教育行政方針、毎年度のものですけれども、本年度の重点というものに繋がっていくだろうと思います。これも今年はこれで出させていただいておりますけれども、やっぱり網羅的なのです。何が重点なのというふうに言われると、なかなかこれですと言にくいような内容になってしまっているところがありますので、見直す中で2019年度、2020年度の教育行政方針というものについては、より重点化を図っていくべきだなと思います。先ほど五十嵐委員のほうから、基本計画が10年で大綱のほうが5年というのはおかしいのではというふうにおっしゃいましたけれども、全くその通りであって、今のいわゆる基本計画というものが色々なところでありましてけれども、10年というのはあまりにも長すぎると思います。10年経てば時代が変わっていますから。どんどん変わっていますから。大綱を5年とするならば、これも基本5年ですよ、と私は思います。それで5年経って大綱が大きく見直されれば、それに合わせて基本計画も見直していく。これは調整をして同じようなところでいかなければいけませんから。

◇町長（角田紘二） 教育長の意見がありました、それに関していかがでしょうか。

◇教育長職務代理人（羽鳥美晴） そのとおりに進めていただければよいと思います。

◇町長（角田紘二） そうしますと私自身もそう思うのですが、教育大綱というのはあくまでも大局的な立場に立って教育の方向性というか、どういう教育をしていくのかというような方向性をつくるという位置づけでよろしいですか。具体的といいますか、大綱に沿った計画が基本計画ということで。こちらは教育振興基本計画ですので、教育委員会でつくっていただくということになるかと思えます。そして毎年出しております教育行政方針に関しても、教育委員会でつくっていただくという流れでよろしいでしょうか。特に異議はありませんか。

（ 異議なし ）

◇町長（角田紘二） 期間に関しましては、平成31年にスタートするという一つの案が出ております。教育長から教育振興基本計画の今までの10年というのは適切でないのではないかという意見がありましたけれども、これは教育委員会のほうで検討していただけるということでもよろしいですかね。

◇教育長（角田博之） そうですね、教育振興基本計画に関しては。

◇町長（角田紘二） そうしますと、大綱に関しては5年ということでもよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

◇町長（角田紘二） ではそういうことで、期間は5年で。スケジュール的なところに入りますけれども、事務局から出していただいたスケジュールは、先ほど説明があったように来年の3月に策定して公表するというスケジュールであります。学期制の問題とか、色々やっていただくことがあると思うのですが、特にこの辺は、教育委員の方は大丈夫ですか。

（ 意見なし ）

◇町長（角田紘二） いつかはやらなくては行けないことですから、できれば3月で、4月から新しい教育大綱でというふうに思います。

◇委員（齋藤玲子） 教育大綱の策定について運用されるのが31年4月となると、見直しをするという玉村町教育振興基本計画は、大綱ができないとそれに合わせた見直しというのはできないのか。それとも並行して大綱をつくりながら見直しをかけていくのか。やはり具体性がないと。高崎市の肩を持つ訳ではありませんが分かりやすい。伊勢崎市はスローガンで。せっかく大綱としてつくっていくのであれば、毎年出している6つの役割分担を考えていきたいと思いますというのであれば、より具体的に町としてこういう考えでやっていきたいと思いますというのが分かるようなものにつくっていかないと。見直しをする時期というのは、どういうふうにするのでしょうか。

◇事務局（松田純一） こちらの事務局で想定している範囲なのですが、今回の会議が終わりまして、10月までに素案をつくります。もちろん素案をつくるのは、こちらの事務局と教育委員会が協議をしながらつくりますので、その中でだいたい教育大綱の形が見えてきます。完全に教育大綱が最終的にできあがった形にならないと、こちらの見直しに入れられないという訳ではなくて、やはり同時進行で進めていく必要があるかなと思います。それともうひとつ話のあった、高崎市の具体的に書

かれているのが非常に分かりやすい、特に高崎市の特色を出しておりますので。それで玉村町はどうでしょうかと言ったときに、さっき言ったように3段階ある訳なのですね。高崎市が書いてあるような具体的な事業を書くのを担うのは、例えばここになるのだから。それとも毎年のものになるのだから、ということ。そんなに全国を見れた訳ではないのですが、教育大綱に一個一個なんとか事業とまで書いてあるのは、そんなにはないですね。というのは教育大綱はやはり5年のスパンですので、そのひとつの事業が5年間で変化しないか、または新しい事業が出てこないか等ありますので。伊勢崎市のはだいぶスローガン的なのですが、ここまで細かく書いたのは高崎市の特色になります。逆に、考え方としてある程度の方向性、柱はつくるけれども、細かい事業は毎年前橋市のように具体的に、この事業をやっていきますと公表し、それも含めて大綱ですよとするのも、ひとつの方法ではあります。5年スパンという中で細かい事業まで固めてしまうのか、逆にそこを抜いてもっと流動的に、それこそ時代にあったものを教育委員会で毎年毎年事業を出せるほうがいいのか。そのあたりは、教育委員会の中の議論でもあるかと思えます。

◇町長（角田紘二） よろしいでしょうか。並行して進めてよいのではないですかね。やっていく中で色々な議論が起こって、修正したり調整する必要があるでしょう。教育委員の皆さんは両方関係する訳ですから、あとは首長と意見が違ふところだけ調整すれば。大綱と教育振興基本計画とがまるっきり反対の方向を向いているということがないように。並行してできるだろうと思います。むしろ並行しながらやったほうがいい場合もあるでしょう。教育大綱と教育振興基本計画、それから今までつくっていただいている教育行政方針というものの内容に関しては、教育委員会のほうで検討していただいて、あまり重複したり同じようなものでないように、それぞれの特徴を出すような形でお願いしたいと思います。とりあえず担当課のほうで出したものがありますけれども、ちょっと見た限りではインターネットとかで他の市町村のものも出ておりますので、ぜひ参考にさせていただいて、見ていただければと思います。ほとんどが会議の公開と議事録の公表というのはオープンになっておりますので、ぜひ見ていただければ色々なところがあるだろうと思っております。それではとりあえず今日予定していたのはそれくらいですかね。スケジュールに関しては、何かご意見がありますでしょうか。総合教育会議の開催は、これでいきますと10月に素案について総合教育会議を開いて検討していただく。そして1月には最終確認ということになっておりますが、その他内容に関しましては、総合教育会議は3回ということですが、その間に教育委員会等も開かれますので、大綱に関する事柄について教育委員会でも討議いただくことがあるというように事務局では聞いております。そのようなことで、スケジュール的には大変忙しいスケジュールではありますが、全体の中では文字どおり大綱をつくるという事でありまして、ぜひ皆様のご協力をいただきたいというふうに思っております。その他について何かありましたら。

◇教育長（角田博之） これから策定に入っていく訳ですが、私が今個人的に考えている事なのですが、キーワードとして先ほど「教育都市たかさき」というものもありましたけれども、

「夢かなえる教育のまち玉村」、こんなことを今までも色々なところで使わせていただいて、こんなまちにしましょうということをお話させていただいております。それから、夢や希望ということですね。これは町長ほうからも、施政方針の中で全ての町民が夢や希望を持って安全安心に暮らせるまちづくりをしたいということもおっしゃっておいりましたので、ぜひ夢や希望というのもどういう形か分かりませんが盛り込んでいただけるとありがたいと思います。それから、やはり教育というのは理想を追求する営みであるということです。課題はたくさんありますけれども、課題から出発するのではなく、あくまでも理想を追求する営みが教育なのだということです。併せて、そのために改革が必要であると。新たな発想で前例にとらわれない、慣例にとらわれない新たな取り組みをしていくことによって、教育は発展していこうというふうに思っているところです。そしてやはり、原点、本質であるということです。原点を見つめるということと本質を見極めるということ。こういうことが、こういう時代だからこそ特に教育には求められているのではないかと考えておりますので、そのあたりのこともちょっと踏まえていただいて策定に入りたいと思います。また色々意見交換をしながらやっていければと思います。

◇町長（角田紘二） ありがとうございます。他にはありますか。

◇委員（五十嵐英博） そういった教育長さんの考えもあるので、ちょっと5年というのはですね、果たしてふさわしいのかどうか。ちょっと急に思い始めたのですけれども、町長さん、教育長さんの任期との関連で、他の市町村が5年だからということじゃなくて、もう一回その辺も検討してもらってもいいのではないかと気がしますが。

◇町長（角田紘二） 私の考えは、やはり見直しは必要だと思うのです。10年という期間だとそのままいってしまう可能性もあるし、5年で人が変わったり時代も変わっていきますので。それでいこうということであれば、今までどおりでいいと思うのですが、今まであるからそれでいいのではないかとことではなしに、やっぱりその時その時の人が見直しをして、先ほどの教育長のお話ではないですけど、改革をしていくという意味では5年でいいのではないかと私は思うのです。よい内容ならばそれはもちろん10年も15年も必要だと思いますけれども、ぜひ見直しをしていただければと、5年でよいのではないかと思うのです。教育長からは想いを述べていただいたのですけれども、私は大綱というのを考えますと、先ほどご意見でもありましたように、漠然としてあまり具体性がないというような感じもするのですけれども、大綱というのはそういう面であるというふうに思うのです。基本的な考え方としていつもこういうことが言われるのですけれども、教育の原点でもあるのでしょうけれど、個人と全体とか国というような中で、どういう教育がなされるのかというようなことがやっぱり非常に大切なのだと思うのです。ですから、その時その時の政治とか、あるいはトランプさんじゃないですけど、そういうような方が出てきたときに、果たして教育の基本とか原点というのがどこにあるのかということですね。その時の方々が考えて、それに負けないとか曲がらないような筋の通ったものをつくっていくというのが必

要だろと思うのです。そういう意味で、文章や文字も大切ですが、こういう所で議論をすることが大切ですので、やはり5年とかあるいはその範囲できちっと原点を見直して、つくっていくことが大切だろうと思います。今回もできたものがどういう表現になるかは分かりませんが、その辺をきちっと教育長が話されたような教育の原点を盛り込んだような教育大綱ができれば、非常によいのではないかなと思っています。ぜひ皆様にもその辺を考慮しながらつくっていただければ幸いです。

◇町長（角田紘二） ちょっと時間もおしていますので、この議題はこれでよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

◇町長（角田紘二） 異議がなければこれで議題1に関しては終わりにしたいと思います。2のその他に関して、事務局何かありますか。

◇事務局（松田純一） 事務局からは特にございません。

◇町長（角田紘二） 委員の皆さんも何かありますか。よろしいでしょうか。

（ 意見なし ）

◇町長（角田紘二） それでは、今日予定していた議題は終わりましたので、これにて閉会したいと思います。

_____ ◇ _____

○閉 会

◇事務局（石関清貴） 長時間にわたりご意見をちょうだいいたしまして、ありがとうございました。次回の会議に向けて今日いただいたご意見をもとに準備していきたいと思います。本日は誠にありがとうございました。

午後3時11分閉会

ここに署名する。

町 長

教 育 長